

○議事日程

令和4年3月17日（木） 第4日

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議案第21号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を非難する決議について
第 3 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員

10名	
1番	長谷川 淳 君
2番	村山 博司 君
3番	松本 暁大 君
4番	三宅 祐司 君
5番	後藤 友紀 君
6番	松原 浩二 君
7番	櫻井 明 君
8番	渡邊 憲司 君
9番	木下 美津子 君
10番	岩田 晴義 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島 英雄 君
副町	長	坂口 正 君
教育	長	野原 弘康 君
会計管理者		井上 哲也 君
総務部長		傍島 敬隆 君
総合政策部長		三輪 学 君
福祉部長		小関 久志 君
土木部長		安田 悟 君

住 民 部 長 堀 場 康 伸 君
総 務 課 長 記 野 雅 之 君
財 政 課 長 服 部 貴 司 君
総 合 政 策 課 長 摂 田 真 広 君



○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 朝 倉 修 一
書 記 渡 邊 二 志 夫



開議

午前10時 開議

○議長（松原浩二君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。



第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松原浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において8番渡邊憲司議員、9番木下美津子議員の両名を指名します。



第2 議案第21号

○議長（松原浩二君） 日程第2 議案第21号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を非難する決議についてを議題とします。

この案件に対する提出者の説明を求めます。

8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 皆さんおはようございます。それでは、議案第21号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を非難する決議について、発案の趣旨をご説明申し上げます。

去る2月24日、国際社会の懸命な外交努力にも関わらず、ロシア軍はウクライナへの軍事侵攻を開始いたしました。この侵攻は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁じる明白な国際法違反であるとともに、国連憲章の重大な違反であるため、本議会はこれを厳しく非難いたします。

力による一方的な現状変更は国際基準の根幹を脅かす行為であり、ロシアはウクライナに対する攻撃を即刻停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求めます。

また、我が国は残忍な核攻撃を受けた唯一の被爆国であり、プーチン大統領の核兵器の使用を示唆する発言を断固として許すわけにはいきません。国においては、残留邦人の安全確保に努めるとともに、国民生活への影響対策について万全を尽くすことを要請いたします。

併せて、核兵器の使用禁止を対外的に強く訴えるとともに、国際社会と連携し、世界の恒久平和の実現と国際秩序の維持に向け全力を尽くすことを要請いたします。

以上で提案理由の説明は終わります。

○議長（松原浩二君） 以上で説明は終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。議案第21号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第21号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を非難する決議については、原案のとおり可決されました。



第3 一般質問

○議長（松原浩二君） 日程第3、これより一般質問を行います。質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） おはようございます。5番議員の後藤でございます。議長のお許しを得ましたので、大きく8項目について分割質問をさせていただきます。

令和3年3月に岐南町公共施設等総合管理計画個別施設計画編が策定をされました。この計画は、皆さんご承知のとおり、今後人口減少、少子化、高齢化が進んでいくことによる税収減少、高齢化に伴う社会保障費や扶助費の増大が見込まれる中、既存の公共施設の老朽化による財源確保が困難であろうということから、平成29年3月に、今後30年間の公共施設の基本的方針を示した岐南町公共施設等総合管理計画の策定に基づき、各施設に係る運営コストや利用状況等の把握や分析を行い、各施設群や各施設の課題を抽出した上で、より効率的な公共施設マネジメントを推し進めるため、

個々の施設の具体的な方向性、方針を示したものであります。

この計画の位置づけとしては、総合管理計画の目標や方針、数値目標を実現するため、ほかの関連計画や財政運営との整合性を図りながら、各公共施設の具体的な取り組み方針を示した実施計画としています。

また、本計画では町内の学校教育系施設、子育て支援施設、スポーツ系施設の多くが旧耐震基準以前に建設されており、耐震化を進めているものの、耐用年数を迎える施設については順次更新、いわゆる建て替えを行う必要が生じることから、今後の財政負担を検討することが求められ、また現在保有の公共施設をこれからも全て維持していくと仮定した上で改修や更新を行った場合に、本計画期間の更新コストは総額241億1,000万円、年平均8億円という試算であり、平成23年から27年の5年間の公共施設に係る投資的経費の実績が年平均8億円である一方で、昨今の大型事業であった新庁舎建設事業などの特別な要因を除くと、公共施設にかけた実質的な投資的経費は年4億円と、必要とされる更新コストを下回っており、現状の公共施設を維持管理、更新していくのは厳しい状況にあると考えられると記載されています。

さて、この計画は個別のライフサイクルコストから合算したときに、どの年度に集中するか、それを何年に分けて平準化して実行に移していくか、単年度ではなく、中期スパンでほかの施策もある中で財源を捻出し、計画に近い年度に効率よく修繕するか、各施設の利用状況や改修した後の利用度の向上策など複合的な視点が必要とされるものです。長寿命化とは聞こえがいいですが、その選択は本質的な解決にはならず、先送りしただけで長寿命化の改修が先送りされた単なる修繕にとどめるのはもったいないからこそ、この計画が存在するのであろうと考えます。

さて、ここでこの計画は実効性のあるものなのかどうか順次質問をさせていただきます。まず、計画上では各施設ごとにおけるスケジュールと対策費用について記載がございます。今年度2021年はすこやかセンターを長寿命化施設とし、990万円の対策費用が記載され、また東小学校を長寿命化施設とし、北舎1,064万6,000円、南舎1,980万円の対策費用が記載されています。この実施状況、また令和4年度新年度予算に今計画において改修が実行されるべく施設に対して予算は反映されたかを伺います。

お願いします。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 後藤議員の1番目のご質問、公共施設等個別計画の実施状況と新年度に予定されている改修はについてお答えいたします。

本町の公共施設等総合管理計画個別施設計画編は、平成28年度に公共施設の基本方針を示した岐南町公共施設等総合管理計画に基づき令和3年3月に策定いたしました。

た。この個別計画は、個々の公共施設に係る運営コストや利用状況の把握分析し、令和3年度から令和8年度までの各施設の具体的な今後の取組方針を定めております。また、試算条件に基づく定量的な改修、各施設担当課による定性的な改修、複合化や多機能化を含む建て替えに分類した対策費用を各施設、年度ごとに示しております。

議員ご質問の個別計画に記載のある令和3年度の事業の実施状況についてでございますが、すこやかセンターについては、雨漏り対策の屋上防水改修工事として、計画では990万円の計上のところ891万円で実施いたしました。東小学校につきましては、今後の児童数が増加見込みであることや、1学級当たりの定員が減少することに伴う増築工事の実施設計として、計画では1,064万円の計上のところ800万円で実施しております。また、南舎の雨漏り対策の屋上防水改修工事として、計画では1,980万円の計上のところ1,864万円で実施いたしました。令和3年度は当該計画のとおりおおむね事業を行うことができっております。

次に、令和4年度に当該計画にて実施を予定していた定性的な改修事業において、くつろぎ苑、計画書では西老人福祉センターの空調設備更新工事は、故障による緊急性を要する事業として、令和3年度の補正予算対応にて前倒しで実施しております。また、西小学校の屋内運動場改修工事につきましては、国庫補助金の財源確保を踏まえ、翌年度以降に見送ることといたしております。

なお、北町民センターのトイレ改修事業や東小学校の増築工事業などにおいては、当該計画に基づき令和4年度の当初予算案に計上してございます。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） ご答弁ありがとうございました。そこで再質問をさせていただきます。

昨日の松本議員の質問でも長寿命化とされる図書館の改修について、トイレの改修を行うとご答弁がありました。個別計画の3次評価の中で長寿命化は耐用年数を超えて使用できるように大規模改修することとあり、図書館のトイレについては改修をする答弁がありましたが、計画には位置づけられておりません。必要なのであれば計画上に記載があるものではないでしょうか。このように位置づけと改修スケジュールなどとの整合性に疑問が生じます。

文科省の基準として長寿命化改修とは、施設は経年により老朽化し、また建物に求められる機能は時代とともに変化します。老朽化した施設を将来にわたって長く使い続けるために単に物理的な不具合を直すのみでなく、建物の機能や性能を現在求められている水準まで引き上げることを長寿命化改修ということがあります。その基準に照ら

し合わせると、今計画において改修と修繕の違いや、現状維持の施設における改修と、長寿命化とした施設における改修はどのように違うのでしょうか。文科省が示す基準と町の基準は違うのか、お尋ねをいたします。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 後藤友紀議員の再質問、今計画における改修と修繕の違いや現状維持、また長寿命化施設の改修の違い、また文科省が示す基準との違いはについてお答えいたします。

文部科学省が示す長寿命化改修の基本的な考え方は、町の個別施設計画でも同様の認識の下策定を行っております。個別施設計画では第3章において施設評価をしており、固定資産台帳を活用した定量的な1次評価、また定性的な2次評価、総合的な3次評価を実施し、施設の更新を決定いたしております。多くの施設が現状維持か長寿命化に分類されておりますが、これは主に施設の償却状況によって分類しております。施設の方針が現状維持、長寿命化の施設であっても、将来的に耐用年数を超えてその施設をしようとする場合には、文部科学省が示す長寿命化への改修は必要なものと認識をしております。

各施設の評価結果と今後の取組方針に記載しているスケジュールと対策費用については、長寿命化への改修に加え、本計画期間中に予定しております個別の改修予定も併せて記載しております。これは施設の安全面や利用者の目線で必要な改修であり、また本計画期間における公共施設に係る投資的経費をより詳細に見通すためのものでもございます。

最後に、改修と修繕の違いについては、固定資産台帳における修繕費及び資本的支出の支弁基準を基として個別の改修予定の記載に当たっております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 次に、個別計画全体を実行するための財政計画との整合性について質問します。

実施計画の実効性を考えたときに、その計画に対して財政計画がひもづいていないことには実行はできません。今計画において個別計画として財政計画が存在するのか、あるいは全体の財政計画との整合性があるかについて伺いたいと思います。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 後藤議員の2番目のご質問、公共施設等個別計画としての財政計画が存在するのか、あるいは全体の財政計画との整合性はあるのかについてお答えいたします。

総合管理計画では人口ビジョンから見る将来予測に加え、財政面で歳入と歳出の推移から見通しを立て、公共施設に係る投資的経費について将来的に負担できる額を算出しております。具体的な算出方法については、計画策定時における過去5年間の公共施設に係る全ての投資的経費と新庁舎建設事業などの特別な要因を除いた投資的経費の平均値を過去の実績値として設定し、その過去の実績値と今後の公共施設に係る投資的経費の予測値との平均をもって、将来的に負担することができる額といたしております。

令和2年度に策定した個別計画では、総合管理計画策定時の試算による数値について、財政状況、人口動向の両面から施設の総量を考察しております。また、将来更新費用の試算については、総合管理計画策定時には総務省提供ソフトによる全国一律の数値を使用しましたが、個別計画では平成27年度より整備しております固定資産台帳の数値を利用することで、本町独自の取得金額や耐用年数等を特定できるようになり、よりきめ細かな試算を行いました。このようにそれぞれの計画は財政状況や今後の見通しから将来に負担できる額を算出し、公共施設の将来更新費用と照らし合わせ策定したものでございます。

次に、町の全体の財政計画といたしましては、およそ10年間の財政シミュレーションを財政課において把握しております。これは現在の財政状況を踏まえ、景気動向や地方財政制度等から将来の収入見込みと財政需要を可能な範囲で捉え、中長期の期間で推計することにより、将来予想される収入不足などに陥らないよう事前に把握し、持続可能な財政運営を図っていくための指針でもあります。

個別計画事業における財政シミュレーションの位置づけは、その施設の改修に対する必要な財源について基金を取り崩すのか、町債の発行を行うかなど、どのような財源を確保するのかを判断する役割がございまして、計画策定時には可能と見込まれた事業についても、そのときの財政状況によりさらなる縮減が必要な場合や、予算的な制約が生じることもございまして。

個別計画に記載の事業につきましては、町の財政計画に照らし合わせ、またそのときの財政状況によって慎重に予算の編成に当たっております。町として個別計画に掲げた事業は、毎年度予算編成状況を見据えつつも、令和8年度までの計画年度を範囲とし、全体の財政計画との整合性を図り、計画事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 実施計画である個別計画は町の計画であることから、基本的に

実施されることを前提に中期的な財政運営をお願いしたいと思います。

次に、公共施設につきましては、平成26年策定された岐南町まち・ひと・仕事創生総合戦略においても、公共施設マネジメント推進事業として位置づけられ、概要として「公共施設の老朽化や公共施設を取り巻く社会環境が変化する中、効率的な維持修繕による長寿命化や施設保有量の適正化及び公共施設の有効活用を図るべく公共施設マネジメントを推進する」とされています。これは第1期の策定においても第2期においても具体的な事業として位置づいています。

個別計画を策定する中で、公共施設の在り方を十分に検討した結果の実効性を伴った個別計画であるはずが、今計画には今後施設の在り方について検討するという施設が34施設中16施設あります。今計画期間は2026年が最終年度となりますが、ライフサイクルコストから公共施設の在り方はいつ検討されるのか、お尋ねをいたします。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 後藤議員の3番目のご質問、ライフサイクルコストから見る公共施設の在り方とはについてお答えいたします。

個別施設計画では各施設に係る運営コストや利用状況等の把握や分析を行い、課題を抽出した上でより効率的かつ効果的な公共施設マネジメントを推進するため、令和3年度から令和8年度までにおける個々の施設の具体的な方向性、方針を示しております。

当該計画では34の施設を対象としており、当面は現状のまま使用する現状維持として21施設、耐用年数を超えても使用する長寿命化として12施設、建て替えを行う更新として1施設の3種類に分類しております。更新施設以外で将来的な更新を見据え、現段階より施設の在り方について検討をしていく必要がありますと位置づけがなされている施設が16施設あります。これは計画期間内において方針としていない施設についても、将来的な更新を見据え、現段階より施設の在り方について検討をしていく必要があるということを示しております。

したがって、個別施設計画の期間の最終年度であり、次期総合管理計画の改訂時期である令和8年度までには最適な方針を示すことができるよう、施設の諸課題の議論を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 先ほど来議論しております岐南町公共施設等総合管理計画個別施設計画編は、傍聴の方もいらっしゃいますが、ホームページに貼り付けてあると思いますので、ご覧いただきますと幸いです。

それでは、総論から各論へ移っていきたいと思います。

今個別計画上唯一更新とされている庁舎北側にある防災倉庫は、2024年に2,294万5,000円、2025年に2,294万5,000円と対策費用が記載されていますが、予定どおり更新は実施されるのでしょうか。また、計画上の対策費の予算はどのような根拠であるかをお尋ねいたします。

○議長（松原浩二君） 傍島敬隆総務部長。

○総務部長（傍島敬隆君） 後藤議員の4項目め、公共施設等個別計画上唯一の更新施設とされる防災倉庫についてお答えいたします。

役場北側にごございます防災倉庫は昭和46年に建築され、当時鉄工所として使用していた倉庫を、昭和60年に寄附を受けまして、それ以来、そのまま防災備蓄倉庫として活用してまいりましたが、平成18年に西小学校の東側に防災備蓄倉庫を新たに建築し、防災備蓄品を移設いたしましたことから、その後は公文書やテントや資源回収用の物品、あるいは融雪剤や常温合材、ぎなんフェスタに使用する物品、自治会への貸出し用のじょれんや角スコップなど、防災備蓄品以外のものを保管しております。

役場北側にごございます防災倉庫は、建築から50年余りが経過しており老朽化が進んでいる状況でありますので、公文書の管理や防災備蓄品の保管に加え、町として必要な資機材の保管機能を併せ持つ新たな倉庫の建設は必要不可欠であると考えております。

なお、更新時期などにつきましては、役場周辺の機能拡充についても総合的に考え、規模や内容について具体的に精査し、令和7年頃の完成を目指して十分に検討を重ねてまいりたいと考えております。

続いて、計画での対策費の予算はどのような根拠かについてお答えいたします。

公共施設等総合管理計画の個別施設計画編に計上してございます防災倉庫の対策費用につきましては、設計委託により算出したものではなく、防災倉庫そのものを更新した場合の建築費について算出し、計上させていただいたものでございます。そのため、防災倉庫の解体費用や移設費用などの別途必要となる費用につきましては計上できておりません。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 個別計画上では単純にそのまま更新という前提で予算の計上があるということでご答弁をいただきました。そのまま更新であるのか、あるいは別の方法をもって更新する際にはさらなる費用が計上されることとなるということだと理解しました。

次に、すこやかセンターの改修についてです。

2021年のすこやかセンターにおける改修について担当の方にお尋ねしたところ、ガラス4万8,300円、空気清浄機9,900円、雨漏り修繕891万円、建具改修96万8,000円の合計993万6,300円と回答をいただきました。このような修繕は個別計画としての改修と考えていいのでしょうか。個別計画における改修とするのであれば、今後の改修について予定はないということか、お聞かせください。

○議長（松原浩二君） 小関久志福祉部長。

○福祉部長（小関久志君） 後藤議員の5項目め、すこやかセンターの改修についてのご質問、2021年度のすこやかセンターにおける改修は、個別計画としての改修として考えていいか、個別計画における改修とするのであれば、今後改修の予定はないかということについてお答えを申し上げます。

1項目めのご質問にありましたとおり、令和3年3月に策定された公共施設等個別計画において、2021年度にすこやかセンターにおいては990万円の対策費用が示されております。こちらの対策費用は令和2年度において当該施設において雨漏りが確認されたことから対策が検討され、防水改修工事の実施を目的として個別計画に盛り込まれ、令和3年6月に工事を完了いたしました。すこやかセンターにおける防水改修工事以外のその他の改修につきましては、個別計画にないスポットでの対応となっております。

当該施設におきましては、昭和50年の建物施工時に補助金を受け施設整備をしていることから、令和16年度までは財産処分が制限されている状況でございますので、今後もしばらくはこの建物を継続して利用していく予定でございます。

町ではこれまで建物の安全性の確保のため、平成14年度に耐震工事を行っているほか、保育所から子育てサロンや学童保育室へと転用し、施設を利用することとなった後は、防衛省に届けた上でトイレの改修、カーペットの敷設、駐車場の整備等を行ってきており、利用される方が快適にご利用いただけるよう努めてまいりました。

すこやかセンターの建物の本体の改修につきましては、これまで懸念事項となっておりました雨漏りの問題が今回の防水改修工事により解消され、今後しばらく大規模改修は発生しないものと考えております。

施設利用に当たりやむなく改修が必要となる場合につきましては、スポットでその都度不具合を検証した上で適切に対応し、建物の維持管理に努めながら、子育て世代の方を中心に有効活用をしてまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 先ほどのご答弁に再質問させていただきます。

すこやかセンターにおきましては、個別計画の中で方針として長寿命化とされ、計画上でもこれから先は現状維持とあります。すこやかセンターにつきましては、旧中保育教育園として利用されていた施設で、当然償却状況は96.8%と高く、旧中保育教育園は民営化された後、老朽化等を理由に岐南さくら認定こども園けやきの杜として北小学校の北側に移転を行っており、その後子育て・保健福祉施設として位置づけられ、ほほえみ会館で実施されていた学童保育と北町民センターで実施されていた子育てサロンを移転し、実施されている背景があります。このようなことがすこやかセンターの周りで実施されていますが、このすこやかセンターの方針として長寿命化計画上でもこれから先は現状という上で、この改修がどこがどう長寿命化の改修であったのかをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（松原浩二君） 小関久志福祉部長。

○福祉部長（小関久志君） 後藤議員の5項目めのすこやかセンターの改修についての再質問にお答えさせていただきます。

今年度実施いたしましたすこやかセンター屋上防水改修工事におきましては、当該施設における既設のシート防水に老朽化が確認されたことから、施設の長寿命化を見据え、屋上を塩ビシート、ウレタン塗膜で全面的に防水改修をしております。

今回の屋上防水改修工事の施工により、耐用年数を超えての使用が可能となることから、個別施設計画の3次評価「総合評価」における長寿命化の定義である「耐用年数を超えて使用できるよう大規模改修をすること」の定義を満たすものとして、岐南町公共施設等総合管理計画における長寿命化に位置づけております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 先ほども申し上げましたとおり、すこやかセンターはかなり古い施設となります。その中で今計画改修を行うに当たりどのような在り方、目的、活用を考えられたのか。

岐南町まち・ひと、仕事創生総合戦略の町民向け意識調査によれば、本町のまちづくりの満足度、重要度について、重点課題には子育て環境として重要度が高いが満足度は低いとされており、町内において子供に関わる子育て支援施設は十分でなく、今後さらなる整備が求められると考えますが、今計画においてすこやかセンターは長寿命化として改修が行われました。今後のすこやかセンターの在り方、改修も更新の検討についてどのようにお考えかをお尋ねいたします。

○議長（松原浩二君） 小関久志福祉部長。

○福祉部長（小関久志君） 後藤議員の6項目め、すこやかセンターを含めた子育て支援施設の充実の考えについてお答えを申し上げます。

平成27年6月に、町では岐南町まち・ひと・仕事創生総合戦略の策定に当たり、町内に居住する若年層を対象として日頃感じている思いや意見、結婚や出産、学生に対しては卒業後の就労、居住意向などの把握のため、町内にお住まいの17歳から39歳の町民を無作為に1,000人抽出して町民向け意識調査を実施し、314人から回答を得ております。その結果によれば、重要課題として子育て環境、防災や防犯面、学校などの教育環境の3点が挙げられ、重要度につきましては、その中でも子育て環境が一番高い割合となっております。

町ではこの結果を真摯に受けとめ、子育て環境の充実を図るべく現在岐南町第2期まち・ひと・仕事創生総合戦略の基本目標1「岐南で育む！」の具体的な施策として育児支援の充実を推進し、町民の方々に満足していただけるよう取り組んでいるところでございます。中でも子育て世代が安心して子供を産み育てることができる環境の充実を図ることは、本町が子育て世代にとって暮らしやすい町を実感できることにつながり、さらに子供や子育て世代の増加にもつながる大変重要な施策でございます。

町内における唯一の子育て支援の専用施設であるすこやかセンターは、現在地域子育て支援拠点事業及び学童保育事業を実施する子育て支援施設として設置されており、多くの方にご利用いただいております。中でも地域子育て支援拠点である子育てサロンにつきましては、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場所を提供することを目的として実施いたしております。また、子育て中の方に安心して利用いただけるような場所として支援の質の向上と施設の充実と安全に配慮するよう努めております。

すこやかセンターの建物自体は令和3年3月に岐南町公共施設等個別計画の評価結果により長寿命化の方針が決定され、計画的に維持管理、修繕を行わなければいけない状況が認められており、さきの質問でもお答え申し上げましたとおり、その計画により本年度屋上防水改修工事を実施いたしました。また、最近の改修といたしましては、子供たちの安全を考えた対策としてガラス補修工事を行い、ガラスからアクリル板への取替えと飛散防止フィルムを貼る施工を行い、今まで以上に安心して施設を利用いただけるよう改修いたしております。

子育て支援施設として町内に新たな施設を建設する計画につきましては、現時点におきましてはございませんので、既存の施設をいかに安全そして快適にお使いいただけるかということを考えていく必要がございます。

来年度の子育て支援施設関連予算につきましては、地域子育て支援拠点事業予算と

して、老朽化して使いづらくなっていた滑り台を新たに新調するため、森林環境譲与税基金繰入金を活用した木製滑り台を購入する予算、及びコロナ禍の中でも安全に過ごしていただけるよう子供子育て支援交付金を活用したサーキュレーター等の購入予算として106万6,000円を盛り込んでおります。

今後につきましても、より安全で快適な環境で町民の皆様にご利用いただけるよう常に配慮をしながら、必要不可欠な施設改修や備品購入については着実に参加をし、子育て支援施設としての充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 次に、町民センターでの学童保育利用について質問します。

現在、町民文化系施設である町民センターにおいて福祉事業である学童保育の使用が長年にわたり行われており、公共施設等個別計画において町民文化系施設と位置づけられている東町民センターは現状維持として2024年に96万円、西町民センターも現状維持として2025年に99万円の改修費用が記載されています。

利用者ニーズに応じた今後の施設の在り方を検討する場合、町民センターの役割として在り方を検討されるのか、学童施設として検討されるのか、今後も町民センターにおける学童保育の実施を行うのかも含めて伺います。

お願いします。

○議長（松原浩二君） 小関久志福祉部長。

○福祉部長（小関久志君） 後藤議員の7項目め、町民センターでの学童保育利用についてお答え申し上げます。

東町民センター及び西町民センターは、岐南町学習等供用施設設置条例に基づき、一般の住民の学習、保育、休養及び集会の用に供することを目的として設置されております。

一方、学童保育につきましては、児童福祉法におきまして、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業と規定されております。

また、平成30年9月14日に公表されました新・放課後子ども総合プランにおきましては、「学校は放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、学校関係者と両事業の関係者とが実施主体に関わらず立場を超えて放課後児童対策について連携して取り組むことが重要である。このため、市町村は放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に当たって、以下の

内容に留意しつつ、学校教育に支障がない限り余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等を徹底的な活用を促進するものとする」と定められていますことから、学童保育の実施場所につきましては、移動に係る安全面を考慮する必要がございます。

岐南町の学校施設の現状におきましては、現状の児童数から余裕教室が確保できないこと、令和3年4月1日から小学校の学級編制の標準を、現行の1クラス40人から35人に引き下げる法律が施行され、より多くの教室が必要になったこと、特別支援学級設置のニーズが年々高まっていることを受け、余裕教室がさらに生じにくくなる等、学校施設内における学童保育への利用が困難な状況が続いておりますことから、東学童及び西学童につきましては、小学校から近く安全性も担保された施設として、現在の町民センターを実施施設として選定いたしております。

町民センターは一般住民の学習、保育、休養及び集会の用に供する施設であるということを軸としつつ、学童保育で利用しない時間帯は可能な限り町民の皆様にも有効に活用していただけるよう配慮した上で、今後も町民センターにおいて学童保育を実施することにご理解を賜りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 現状は町民センターで学童保育が行われている。東学童と西学童については町民センターを間借りする形で学童保育が行われている、そういう状況でありまして、個別計画の中の東町民センターのこの96万円と西町民センターの99万円が町民センターの改修として位置づけられているのか、また学童保育の施設として加味されているのかということを知りたいのであって、利用者ニーズに応じた今後の施設の在り方を検討する場合に、町民センターの役割として在り方を検討されるのか学童施設として検討されるのか、お答えいただいておりますので、答弁をお願いします。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 後藤議員の7項目め、町民センターの学童保育についての再質問にお答えいたします。

令和6年度東町民センターの96万円、令和7年度西町民センターの99万円は、いずれも2階トイレの改修であり、トイレの洋式化の工事費を計上しております。

今後の東、西町民センターの施設の在り方等の課題については、次期個別施設計画の改訂時期である令和8年度までには方針を示すことができるよう議論を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 次に、総合体育館の駐車場について質問します。

現在、総合体育館は新所平島線の整備により駐車場の面積が減少しています。総合体育館の駐車場台数は115台であったのが、現在は26台分となっているため、確保できなくなった残りの89台分の臨時駐車場として図書館、実習室、多目的広場を利用させていただいております。

先日、新所平島線の整備終了が約20年後だと伺い大変驚きました。現在は新型コロナウイルス感染症により様々な大会等が中止せざるを得ない状況で、利用者も減少傾向ではあるものの、今後町民大会や老人体育大会など、大規模な事業を実施する上で駐車場の確保は課題となりますので、今後の駐車場についての考えをお聞かせください。

また、個別計画の中には総合体育館、図書館の在り方を検討するとありますが、20年後の新所平島線の整備終了時期も勘案し、総合的な施設などへ統廃合する考えはあるかをお聞かせください。

以上です。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 後藤議員の8項目め、総合体育館の駐車場についてのご質問にお答えいたします。

総合体育館の駐車場におきましては、新所平島線の拡幅工事の計画により、平成24年度に北側駐車場の多くの部分が県により買収されました。しかし、県との協定により平成27年度末までは駐車場を今までどおり使用できることになりました。しかしながら、さきの道路用地の買収に加え、迂回路として仮設道路が設置された場合の駐車場不足となる課題を解決するために、平成26年度に総合体育館の駐車場の利用状況を調査し、駐車場の減少に対する代替駐車場の確保案を検討いたしました。

大会等を除く総合体育館の駐車場の平均利用状況は、午前の駐車場台数は26台、午後の駐車場台数は25台、夜間の駐車場台数は52台でした。各種大会や行事を行う場合は、多目的広場と合わせて160台の確保が必要であるということが分かりました。大会等を除く総合体育館の必要な駐車場台数を確保するために、総合体育館の駐車場48台に加え、総合体育館に隣接する実習室の北側に13台、実習室南側に4台、多目的広場に35台の利用ができるようにし、複数の利用団体が重なる夜の時間帯はさらに図書館の駐車場29台も利用できるようにし、合計129台の駐車場を確保できますので、十分であると考えております。また、各種大会や行事を行う場合は、今までどおり多目的広場を開放し、駐車場を確保いたします。

これまでとは駐車場の位置の変更はございますが、総合体育館を利用する場合の駐車場の確保については十分対応できるものと考えております。

また、総合体育館、図書館、宮川家住宅、実習室等あのあたりの施設につきましても、先ほどの東、西町民センターの課題と同じく、次期個別施設計画の改訂時期である令和8年度までには方針を示すことができるように進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 最後に、再質問させていただきます。

先ほど部長からも今後の在り方については令和8年の改訂のときまでに検討するとおっしゃられておりましたけれども、これ結構大きな変化になるかなというふうに思いますので、現在の考え方でよろしいんですけれども、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松原浩二君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 突然の指名であります。私も新所平島線はあと2年ぐらいで完成すると議員の時代から聞いておりました。ところが、町長になってすぐ、令和18年度に完成すると言われましたので、今使っている道路は仮設道路でありますので、まだまだ十四、五年かかるということでもあります。そして、そのアンダースローが完成した後の体育館あるいは図書館等をどうするかということがありますが、個人的な意見としても、町としても私が言えることは、やはりあそこを何とかしたいという思いはあります。その思いは重々皆さんには話しておりますが、それがどうなるかちょっと分かりませんが、一応仮称岐南駅、JR岐南駅というものを造りたいと考えております。それはもちろん笠松町とも連携しながらやっておりますので、笠松町とも連携するということで、笠松町の賛成を得ております。また、県会議員の田中先生にも話しておりますので、県会議員ともども2町こぞってやりたいと思っております。それができるかどうかは分かりませんが、一生懸命頑張って岐南町の将来のためにそういう計画を持ち合わせておりますが、もちろん住民の皆さん、議員の皆さんとともに考えを同じにしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松原浩二君） ここで暫時休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 7番議員、櫻井です。議長に許可いただいた以下4項目を順次行わせていただきます。

最初に、北小いじめ事件の裁判内容と費用も含めた概要結果をお聞かせください。

2番目、次に新規採用されますスクールロイヤー制度について、以下3項目をお尋ねいたします。

スクールロイヤー制度の制定の背景は、2015年度以降いじめの認知件数が10万件ずつ増加し、文部科学省は2018年度予算概算要求で、弁護士の知見や経験を生かしていじめ問題の解決につなげようと調査、研究費用として約5,000万円の予算計上をいたしました。そして、この制度を作りました。

また、これを受け日弁連では、2018年に「子どもの最善の利益の観点から、学校の相談相手として助言する弁護士」というふうに定義されました。2018年3月時点で21人の弁護士が計40校の公立幼稚園、小中学校に登録されています。

なお、2019年度は54万件と過去最高で、約8割の学校がいじめを認知していました。2019年度からはスクールロイヤー制度を試験的に導入する自治体が多く現れ始めました。2020年度、文部科学省によりスクールロイヤー制度が全国に配置されるようにもなりました。スクールロイヤーとは学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等を法的に解決する弁護士のことです。学校内で問題が起きた際に、文部科学省と教育委員会、弁護士会の連携の下、学校に弁護士が派遣される制度です。したがって、ご自分の事務所で弁護士としての通常業務を行いつつ、相談があったときにアドバイザー的な立場でスクールロイヤーとして学校に入られます。特に、教育、福祉などに造詣と熱意をお持ちの弁護士でなければなりません。

スクールロイヤーには法的責任論や裁判例を踏まえ、学校内で行われるいじめ予防教育について授業モデルを構築する、あるいは教材を開発するといった教育補助的な役割や、学校が抱える法的問題について学校への助言、教職員向けの研修を行うことなどが期待されています。この活用により解決の道が開かれるほか、教員の負担軽減に寄与すると期待されています。

今般のごとくの裁判事件にまでならないように、スクールロイヤーは子供の利益のための中立的な立場で働くこととなります。ぜひとも岐南の子供たちのため、スクールロイヤー制度を成功させねばなりません。北小のいじめ事案を二度と起こしてはならないとの覚悟からの新年度予算、56万1,000円を計上されたものと拝察いたします。これらについて以下3点お聞かせ願います。

1つ目、スクールロイヤー制度導入に至った事由をお聞かせください。

2つ目、絵に描いた餅ではありません。最も重要な方は運用方であります。お聞かせください。

3つ目、笠松町、既に実施されている岐阜市などとの連携運用が図られるものかどうか、お聞かせください。

以上です。

○議長（松原浩二君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 櫻井議員の1項目め、1番目のご質問、北小いじめ事件の概要と今般の裁判内容と、費用も含めた結果を聞くについてお答えをいたします。

令和元年度、原告児童が岐南町立北小学校の5年生であった当時、同級生の児童らからいじめを受けたにも関わらず、学校職員、羽島郡二町教育委員会職員及び岐南町子育て世代包括支援センター職員が適切に対応しなかったとのことにより精神的苦痛を受けたとして、岐南町及び該当児童の親権者に対し損害賠償を請求した事案でございます。

この事案につきましては、岐阜地方裁判所におきまして12回の公判の後、令和4年2月18日第13回公判で、主文「1、原告らの請求をいずれも棄却する。2、訴訟費用は原告らの負担とする」という判決が下されました。その後の控訴もないため、本件は結審をいたしました。訴訟の費用につきましては、着手金として48万4,000円、報酬金として96万8,000円、実費分として4万3,613円。合計金額149万5,613円となりました。

続きまして、2番目のご質問、スクールロイヤー制度の導入に至った事由、3番目のご質問、スクールロイヤー制度の運用方を聞く、4番目のご質問、笠松町、岐阜市などとの連携運用が図られるのかについて一括してお答えをいたします。

初めに、スクールロイヤー制度の導入に至った事由につきましては、学校で発生するいじめ問題や生徒指導上の問題、保護者対応等において法的側面からの助言を受けるとよいと思われる事案が発生する場合がございます。そうした事案に対し、学校の職員は専門的な知識や経験が十分ではなく、対応の遅れや不適切な対応となる可能性もあります。子供の最善の利益を念頭に置いたとき、教育や福祉の視点を取り入れながら、法的観点から早期に継続的に学校へ助言いただくことで対応が困難な状況となる事態を防止することができ、教職員の負担軽減、さらには児童生徒へのご指導の充実につながると考えております。

スクールロイヤー制度の運用方といたしましては、羽島郡の小中学校8校に1名のスクールロイヤーを配置し、3つの業務を委託するものでございます。1つ目は、管理職等の研修会、これは事例研修であったり、コンプライアンス研修等のことでござ

いますが、講師として年間3回ほどの研修会を行う、2つ目は学校からの電話相談を受ける業務、3つ目は学校を巡回し、指導、助言をいただく業務でございます。

最後に、笠松町、岐阜市などとの連携運用につきましては、羽島郡内の小中学校8校に1名のスクールロイヤーを配置し、業務を委託するものでございますので、笠松町とも同様の運用となります。岐阜市につきましては、今回のスクールロイヤー制度を導入するに当たり情報を提供いただきましたが、このスクールロイヤー制度は羽島郡内の小中学校を対象としておりますので、今後の連携等につきましては現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 議長の許可をいただきましたので、再質問を1つさせていただきます。

裁判において近年調停前置主義とされています。裁判は勝ち負けを決め、調停は話し合いによりお互いが合意すること、つまり調停には未来があります。今回は大人の都合ではなく、子供たちにとって最良の方法と結果であったのか、私たちは深く思いをはせ、今後に生かさねばなりません。

調停整わず判決になりましたが、多くのご足労をおかけした教育長の裁判13回にわたるご参加を経てどのようなことを思い描かれたのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（松原浩二君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 櫻井議員の再質問にお答えをいたします。

今回の事案につきましては、教育委員会といたしましては、できるだけ穏やかな解決を望んでおりました。しかし、原告側は話し合いとしての調停ではなく、訴訟による解決を望まれて提訴した経緯がございます。1つのトラブル事案に対して、事に至った事実や経緯、その背景を理解し、双方が納得した形で解決し、次の道へ進むことが望ましいと考えております。いずれにいたしましても、トラブル事案につきましては、早期発見、早期対応に努めたいと思っております。こうしたことも含めまして、スクールロイヤー制度の活用につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 新規土地購入「羽栗グラウンド（伏屋7）」についてお尋ねいたします。

その件につきましては、昨日お2人の議員からご質問がございまして、懇切丁寧な

ご答弁等をいただいております。そこで、私はそういった重複するところもござい
ますので、その点のところは少し簡素化していただいておりますが、再度お聞きいた
します。

岐南の面積は全国で743町のうち723番目で7.91キロ平米と、極めて小さなコンパ
クトタウンです。2022年2月1日現在の人口2万6,116人、人口密度3,302人と県内
で41番目の過密な町となっています。

都市公園は八剣北公園5,709平米、平島公園3,206平米、蛇池公園2,100平米、
県内の都市公園は1,462か所、2,031ヘクタールであります。人口1人当たりの面積
は11平米で、全国平均は12.4平米となっております。岐南町の場合は3都市公園
で計1万1,015平米、1人当たり0.42平米、岐阜市8.89平米となっております。

平成29年11月策定の都市再生整備計画に「町民に対する公園の充足率は低いもの
となり、新たな公園の設置や云々」とうたっております。にもかかわらず、県下
市町村の公園充足率は増加傾向ではありますが、当岐南町は低くなっています。子
育ての町を標榜する岐南町ですが、2021年岐阜県「住みたい町ランキング」では
昨年の4位から今年度は6位へとダウンしています。公園、緑地などの施設がない
こともその理由となっております。岐南町は町有地が少なく、また大きな土地は
皆無です。そのような中、当該土地の買収依頼は大きな意味があります。虎の子
の土地の利用形態は、町民の関心のもととなるでしょう。そこでお尋ねいた
します。

今年度公有財産購入として笠松町から共同所有していた羽栗社会教育施設グラ
ウンド、ここは野外一時避難所にもなっておりますが、これを将来の転用を見据
えて2億3,900万円で買い取るとされています。関連経費として、登記委託料
1万4,850円のみで計上ですが、このとおりでよろしいのでしょうか。

併せて、1つ目、購入のいきさつの子細をお聞かせください。

2つ目、事業効果として、「将来的な転用の可能性も視野に入れて」とありますが、
今後の利用計画をお聞かせください。

以上です。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 櫻井議員の2項目め、新規土地購入「羽栗グラ
ウンド」についての1番目のご質問、笠松町からの購入いきさつを聞くについて
お答えいたします。

町といたしましては、本年度笠松町のほうから羽栗グラウンド施設のうち笠松
町が所有する6,772.86平方メートルの土地について売払いの意思表示があり
ましたので、住宅地における快適な生活環境の維持とスポーツやレクリエー
ションで心と体の健康

の保持増進を図るなどの福祉向上のため、地域創生福祉振興基金の一部を取り崩し、不動産鑑定評価に基づく価額で購入しようとするものでございます。購入することによりまして、当該施設の運動場などの機能が維持でき、また施設を管理する上での意思決定は、以後本町単独でスピーディに行えるようになります。

次に、2番目のご質問、利用計画を聞くについてお答えいたします。

今のところ、この施設に関する新たな整備計画などは持っておりませんが、公有財産の取得後は将来的な転用の可能性を視野に入れることで、本町の様々な課題の解決や地域創生にもつながる大変有益な経営資源になるものと考えております。

なお、当該施設の土地の購入に係る経費につきましては、ご質問のとおり公有財産購入費のほか、所有権移転に伴う登記委託料を令和4年度予算案に計上してございます。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） お答えいただきましたので、1点再質させていただきます。

この買収は全部いわゆる自己資金でやるということで大変大きな内容だなというふうに考えております。そこで、今後の買収方とスケジュールをお聞かせください。

以上です。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 櫻井議員の再質問、今後の買収方とスケジュールについてお答えいたします。

当該土地の買入れ、財産の取得に至るまでの流れにつきましては、まず公有財産の分類に関する事務や取得における評定を行い、またその他の手続に係る協議を笠松町並びに羽島郡二町教育委員会をはじめとする関係機関と進めてまいります。それらの準備が整った時点で、笠松町と仮契約を締結いたします。

このたび買入れようとする土地の大きさは5,000平方メートル以上であるため、岐南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得に当たります。

したがって、令和4年第2回定例会に当該施設の設置条例等の改正等、併せ上程いたす予定でございます。その後、7月には土地の売買契約に基づく笠松町への代金の支払い、並びに所有権移転の登記を行い、当該施設の本町単独の運用を開始してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 4つのうち3つ目の質問に入らせていただきます。

自治会にある消火栓・ホース格納箱についてお尋ねいたします。

消防水利は常時貯水量が40立米以上か、取水可能水量が毎分1平米以上かつ40分以上の給水能力があることとされ、消火栓、私設消火栓、防火水槽、水道、井戸、プール、川、池、海など、あらゆる給水できる形態のものを指します。

消防法21条1項に基づき消防水利を設置し、維持管理をするのは市町村であります。岐南町です。水道には水道法24条1項による、口径65ミリを150ミリ以上の管に消火栓を設けることが規定され、住宅地の場合は半径120メートル以内の場所に消火水利があることが定められています。消火栓など消防水利の設置、管理、運用は、町の上下水道課と広域連合消防本部が所管いたします。なお、私設消火栓とは、管径径45ミリ等の管径65ミリ以下の消火栓で、設置者が維持管理することになります。

30年以内に確率99%で発生すると言われる東海沖地震、東海地方にも甚大な被害予想がされています。近年の甚大な被害を及ぼした各地の地震から様々な体験や研究成果が発表されています。その中で消防研究所基盤研究部安全研究グループの吉原 浩氏著「防火水槽の地震被害について」があります。キーワードは、消防水利、防火水槽、地震、液状化です。まさに当町の関心事そのものであります。前文にこのように記載されております。「地震時においては防火水槽は配水管等の水道施設に被害が発生しても利用でき、河川や池などの自然水利とともに重要な消防水利である。しかし、防火水槽の地震被害事例は少なからず発生している。本稿では防火水槽が地震により減水に至る被害は、耐震性が不十分ないわゆる戦時型の防火水槽や、昭和20年代に設置されたものに多く発生していること、昭和30年代以降に設置されたものでも地盤の滑り等による底設ピットの破損による場合がある」としております。本町は全部これに該当します。そこで、多くの消火栓が水道管の破裂で使えず、代わりに活用できるのが、この防火水槽であったとあります。既設防火水槽の構造強化と防火水槽の普及と必要性を述べられています。

当町はこの1年間で3件の火災がありました。幸い人的被害はございませんでしたが、家屋密集地帯が多く、自然水利がない当町の場合は、消火水利として防火水槽と井戸さく泉、小学校などのプールの水の活用対策を考慮する必要があります。そこで、以下5点お尋ねいたします。

1つ目、現在、町内に設置された口径40ミリ及び65ミリの消火栓の数を聞く。

2つ目、現在、町内全域は、防火水利の面積基準120メートル範囲の水利設置が充足されているのか、お聞きします。

3つ目、口径40ミリ消火栓の撤去、もしくは口径65ミリ消火栓への変更整備は自治

会の申請で可能か、自治会の費用負担はあるのか、お聞かせください。

4つ目、自治会設置、管理とされている口径40ミリ消火栓の維持管理費の町助成があればお聞かせいただきたい。

5つ目、防火体制強化対策の一環として、自治会、家庭の消火栓設置助成をされたい。

以上であります。

○議長（松原浩二君） 傍島敬隆総務部長。

○総務部長（傍島敬隆君） 櫻井議員の3項目め、自治会にある消火栓、ホース、格納箱についての1番目のご質問、現在町内に設置された口径40ミリ及び65ミリ消火栓の数を聞くについてお答えいたします。

現在、町内には令和3年4月1日現在ですが、口径40ミリの消火栓が29基、口径65ミリの消火栓が417基設置されております。

続きまして、2番目のご質問、現在町内全域は消防水利の面積基準120メートル範囲の水利設置が充足されているかについてお答えいたします。

3年に一度、羽島郡広域連合で実施されます消防施設整備計画実態調査によりますと、岐南町の消防水利の充足率は97.4%であり、町内の消防水利はおおむね充足していると言えます。また、消防水利がない箇所新たに開発等により住宅などが建設された場合には、順次消火栓の設置を進めておるところでございます。

続きまして、3番目のご質問、口径40ミリの消火栓の撤去、もしくは口径65ミリの消火栓への変更整備は自治会の申請で可能か、自治会の費用負担はあるかについてお答えいたします。

消防庁から出されている消防水利の基準の中で、消火栓の基準は口径65ミリとされております。これは常備消防である消防署や非常備消防である消防団がホースを結合し消火活動を行うことができるように、ホースの口径の基準が定められているものでございます。この消火栓の基準に満たない口径40ミリの消火栓が設置されているのは、過去に自治会独自で自衛消防を組織していた時期に設置されたものと推察されます。そのため、自治会が口径40ミリの消火栓の使用はしないということで撤去のご要望をいただければ、町の負担で撤去することは可能でございます。

また、口径40ミリの消火栓を65ミリの消火栓に変更するためには、75ミリ以上の水道管と接続されている必要がございますので、変更が可能な箇所と撤去しできない箇所がございますが、自治会からご要望をいただければ、総務課のほうで周辺の水利状況を確認し返答をさせていただきます。

4番目のご質問、自治会設置、管理とされている口径40ミリ消火栓の維持費等の町

助成はどのようなものかについてお答えいたします。

現在、口径40ミリの消火栓について、自治会に管理をお願いしているのは、ホースの格納庫や40ミリのホース、管鎗等（筒先）であり、消火栓本体については町で維持管理をしているため、自治会への維持費等の助成はいたしておりません。

なお、自治会からの口径40ミリの消火栓の新設要望につきましては、消防車のホース口径が65ミリであるため、現在受け付けいたしておりません。

最後の5番目のご質問です。防火体制強化策の一環として、自治会、家庭の消火器設置助成を提言するについてお答えいたします。

自治会への消火器設置に関する助成につきましては、平成23年度に創設されました自治会絆づくり交付金におきまして、自主防災事業を交付金の対象としており、その中で防災訓練の実施や、備蓄品の在庫確認といった自主防災組織としての活動の一環であれば、消火器の購入についても交付金の対象といたしてあります。

一方で、各家庭の消火器設置につきましては、自助によるところであり、現在町としての助成はなく、新たな助成制度を設けることも考えておりません。しかしながら、火災の初期段階におきまして有効な初期消火を目的としたものが消火器であり、万一の火災の際の各家庭における初期消火の重要性については、広報紙やホームページ、ライン等を活用し住民の方に広く十分に周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 議長に許可をいただきましたので、この件について再質問1つさせていただきます。

校下別の防火水槽設置数を聞く。耐震性などの総点検をされたい。

以上、2項目です。

○議長（松原浩二君） 傍島敬隆総務部長。

○総務部長（傍島敬隆君） ただいまの櫻井議員の再質問、校下別の防火水槽設置数を聞く、耐震性などの総点検をについてお答えいたします。

消防水利の基準では、常時貯水量が40立方メートル以上の防火水槽が基準とされており、町内の40立方メートル以上の防火水槽設置数は54基でございます。消防水利は校別で設置するものではございませんが、40立方メートル以上の防火水槽設置数をお答えいたしますと、東小校区で23か所、西小校区で16か所、北小校区で15か所となっております。

消防水利の耐震性については、耐震性貯水槽は2基設置されております。現在は、消防署、消防団の水利点検において不具合のある箇所は報告を受け、予算の範囲内に

において順次修繕をしている状況でございます。

特に、防火水槽は非常に古いものもあるため、耐震性のみならず、水漏れ等の不具合につきましても順次点検、修繕をしていくことが重要でありますので、今後も引き続き点検を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 最後、4項目めの質問をさせていただきます。町道管理等に町民参加のスマートホンの通報システムを採用されたいについて行います。スマートホンを使った道路の不具合等通報システムの提案であります。

町道の穴、陥没、ひび割れや側溝の蓋割れ、がたつき、さらにカーブミラーの破損、照明灯の不点灯、漏水など、漏れ水などの不具合をスマートホンを使って見つけたときに、その場で通報できるサービスです。

道路等の不具合を発見した人が、ご自分のスマートホンで通報サイトの通報フォームに簡単な状況入力と現場写真を送付すると、町担当者が投稿から即確認し、補修を検討し対応します。このシステムは現在のところ、通報者に対する町の対応状況をその通報者に返信はいたしません、その代わりに状況一覧表をネットで確認できるようになっております。

現在、町のホームページに各課のお問い合わせフォームが貼り付けてあります。土木課にもこのフォームを利用して連絡できることにはなっています。この一般的な記載フォームではなく、名称も新たに付けた課独自の簡単に打ち込める通報フォームであります。職員の巡視業務の軽減が図られて、町民の参加意欲と納得感などが醸成されます。また、公表される修復作業の状況一覧は、町民の参加意欲と納得感も得られます。この制度の利用促進策として、広報等で各種団体にも働きかけ、町民サポーター登録をしていただき、通報に対してポイント付与で、巡回バスの無料乗車券やねぎっちょ商品をゲットしていただくというようなこと等、併せて実行していただければいかがかと提案いたします。そこで、以下お聞かせください。

1つ目、仮称「ぎなんの道レポ」、道路等の不具合、陥没、側溝破損、カーブミラー等を町民サポーター等のスマートホンによる通報システムを構築されたい。

2つ目、老人会、各種クラブ・サークルへの呼びかけと、通報サポーターの募集を図られたい。

3つ目、ポイント制度の創設で普及を図られたい。

以上です。

○議長（松原浩二君） 傍島敬隆総務部長。

○総務部長（傍島敬隆君） 櫻井議員の4項目め、町道管理等に町民参加のスマートフォン通報システムを採用されたいについての1番目のご質問、仮称「ぎなんの道レポ」、道路等の不具合を町民サポーター等のスマートフォンによる通報システムを構築されたいについてお答えいたします。

道路等の不具合の通報システムにつきましては、千葉市が先駆けとして有名ですが、平成26年に「千葉レポ」を導入したのをはじめとして、最近では岐阜市が同様の仕組みである「岐阜市道路損傷等通報システム（ぎふしみちレポ）」を本年度より運用を始めたところがございます。現在、全国の市においては導入が進みつつある状況ではありますが、一方で町村については導入された事例はまだほとんどございません。

町村において導入事例がない要因として考えられることは、平成30年第3回定例会の一般質問においてもお答えいたしました。通報システムの特性を最大限に発揮できるのは、職員で町内全域を把握することが難しい面積の広い自治体や都市部において効果的であると考えております。

しかし、本町のような規模であれば、担当課による日常のパトロール、さらには町長による定例の道水路施設確認に加え、住民の方が来庁されて連絡されたり、電話で連絡されたり、Eメールで連絡されたり、またほかの職員からの情報提供などがあることから、担当課の職員において全体の状況を把握することは十分可能であると考えております。このようなことから、現状では道路等の状況については十分把握できておりますので、住民による通報システムの構築については現在のところは考えておりません。

しかしながら、システムを用いますと、現場写真や具体的な位置情報など、今以上に詳細な情報が入手できるというメリットもございます。今後は町としてデジタルトランスフォーメーション（DX）の取組を推進していく中で、導入済みの市町村の運用方法や状況など調査研究し、導入の是非について検討していきたいと考えております。

続きまして、2番目のご質問、老人会、各種クラブ・サークルへの呼びかけと通報サポーターの募集についてお答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたとおり、現在は通報システムの構築を考えておりませんので、議員ご質問の各種クラブ・サークルへの呼びかけや通報サポーターの募集についても同様に考えておりません。

3番目のご質問のポイント制度の創設で普及を図られたいについてお答えいたします。

ポイントの付与などの特典については、ポイントを付与する個人を特定するため、

岐阜市のサポーター制度のように登録制とする必要がございます。しかしながら、通報自体は誰もができる制度でなければ高い効果は見込めませんので、現在のところポイント制度についても考えておりません。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） お答えいただきましたので、再質問を1点させていただきます。

ご回答の中で他市町村、小さな市町村などはやっている事例がないということでしたが、いつもこの回答はよく聞くんですね。周りの情勢を見比べて対応しますと、でやらない。でも岐南町だけが全国で一つしかやっていないことあるじゃないですか。そういった勇気と努力をこの場で示していただきたいなと思っておりますので、ぜひ今回取り入れるDX、デジタルトランスフォーメーション制度に合わせてこういったことも考えていただきたい。小さな町であっても、職員1人当たりの仕事量はそんなに変わるものではありません。そんなことも考えております。

現在実施しているのは、町長はじめ担当者の多大な努力を要するものであります。くまなく町内の全てに目を配り届かせ、実際にそこへ足を運び、目で見て結論を出す。大変大きな意義があります。この1年間の実態をどのようなものであったのか、お聞かせください。

また、DX、デジタルトランスフォーメーション、つまりITの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させるという、この取組を将来、次年度から即採用することになっております。発表されました。まさに、この趣旨に合致することと考えます。したがって、そういったものを利用して、この調査状況等の一覧表の像図を一覧表でどこが見つかり、どのように対応したかという、そういったことからとりあえずネット配信をしていただきたい。

以上であります。

○議長（松原浩二君） 安田 悟土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 櫻井議員の再質問についてお答えいたします。

通行安全確保に責務を課せられております町は、道路、水路の管理に日々職員一丸となって取り組んでおるところでございます。

先ほどの総務部長の答弁でもお答えいたしましたが、現在道水路の管理は職員による日々のパトロール、町長による月に1回のパトロール、これにつきましては、特に交通安全対策を中心にエリアを決めて現場の確認を行っているところでございます。住民からの不具合の通報を受けた場合でも、コンパクトな町であることから速やかな対応が可能であると考えております。

議員ご提案の通報システム、住民の方への情報提供につきましては、来年度中の導入は考えておりませんが、運用方法などについては調査研究してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 櫻井議員の質問に答弁いたします。

私は、就任して以来、本当に1年以上、土木部長以下幹部と町内を月1回回っています。今月は28日に回りますが、やはりその原因といたしましては、町内の道路事情、非常にインフラが悪いと思っても、笠松町や岐阜市よりはいいということですが、やはり町民としては納得いかないだろうということで、近年の住宅、物すごく増えております。田んぼ、農地が非常に減ってきて、その反動で宅地が増えている。雨が降った場合、雨が逃げる場所がないんですよ。すると、少し雨が降るだけでも道路に冠水する。なぜか、やはり側溝が余り造ってないんですよ、ぼつぼつで。全てに側溝があれば排水も完了するんですが、そういうところ、やはり法の抜け道があって、お願いしてもやってもらえないところがあるんです。やってもらえるところは完了できますが、そうでないところはやはりそのまま放置しなくてはならないということで、大きな問題が残っております。でも、やはり道路が悪くなるといけませんので、直したいと。例えばみやまち、〇〇鉄鋼さんの南側、ずっと西のほうまで雨水が常にたまっておりますので、あれは解消しました。そして、今安田部長が言いましたように、横断歩道なんかのやはり「止まれ」を欲しいと。あれ勝手に造れませんので、幾ら岐南町の道路であっても。岐南町が勝手につけることはできませんので、公安委員会と連携を取りながらやっているんです。オッケーが出たところはやりますが、そうでないところはつけられません。できる限り岐南町としてやれることはやって、子供あるいは高齢者の皆さんが交通事故に遭わないようにとは頑張っておるところであります。

本当に通報システムというのは非常にいい制度でありますけれども、それを多用されると土木課の担当者もパンクする可能性もありますので、やはり土木課の担当者が回っておりますし、自治会長等の皆さんも通報してくれますので、そこを中心として回っております。

地区は、東、西、北という地区に分かれておりますが、地区ごとに分けて重点的に回っております。だから、漏れなくということはありませんけれども、やはり見逃すところもありますが、そういうところは通報があったときは必ず現場を見て、やらなければならない箇所があれば、役場の担当者についていつまでにするようにと指示はし

ております。できる限り町民の皆さんに迷惑をかけないようなことをやっておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（松原浩二君） ここで昼食のため暫時休憩いたします。午後1時30分より再開いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 議長のお許しをいただきましたので、大きく4つの項目について質問をさせていただきます。

昨晚、東北地方で最大震度6強の大きい地震がありました。今かなり死者の方も出ていますし、被害に遭われた方も相当いるようでございます。この場を借りてお悔やみを申し上げたいと思います。

それでは、質問に入ります。まず1つ目、新型コロナウイルス感染症、今後の課題・独自の対応についてであります。

当町においても3回目のワクチン接種が始まりました。また、5歳から11歳の子供への接種も始まりました。集団接種会場では、町の最高責任者町長みずから陣頭指揮をされ、羽島郡医師会、岐阜県薬剤師会羽島支部の方々のご協力をいただきながら、職員一丸となって業務を遂行されてみえることに感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が発症し2年有余を経過しました。重症化も波を重ねるにつれて増えてまいりました。第1波、第2波ではほとんど高齢者の方、第3波から第5波では40歳未満の方にも出てきました。そして、第6波では20歳の方の死亡も確認されており、10歳未満の幼少児にも感染が拡大しております。いつになったらコロナ禍以前の日常生活に戻れるのか、先の見通しが立たないような状況です。

また、3月11日までに岐阜県内にて感染力が強いステルスオミクロン株が11人確認されております。第7波が来るという前提で行動しなければなりません。今、国、県、町のコロナ感染対策、対応も必要ですが、まずは一人一人の行動にかかっていると思います。

ちなみに2月末現在で岐阜県民約40人に1人が、岐南町民に至っては約30人に1人が感染したことになります。さらに、昨日現在では岐阜県民約32人に1人が、当岐南町においても感染者数が1,000人を超えており、町民約26人に1人が感染したことになります。今後どうすればよいのか、問題点を指摘し、提言、提案を踏まえ、ご質問

させていただきます。

1つ目、新型コロナウイルス感染症の患者のうち自宅療養されている人とその家族を対象に日常生活の支援を実施してはどうかということについてお伺いします。

対象者は岐南町に住所を有しており、岐南町に在住している人、新型コロナウイルス感染症の陽性患者のうち自宅療養している人です。支援内容は、自宅療養品支援品の支給、例えば家庭内感染予防グッズとしてマスク、手袋、消毒液などです。また、食事の配給サービスとしては、防災備蓄品で消費期限間近なアルファ化米あるいはビスケット、水などです。そして、保健師による健康相談等も行ったかどうかと思います。

2つ目、幼少児に対する対応について伺います。

今回の第6波は、10歳未満から100歳以上まで全ての年齢の方に感染が確認されております。感染症の専門家によれば、幼少児の場合はほとんどが家庭内感染だと指摘されております。学校では授業中にうつることはまずないと言われております。それは感染予防対策がしっかり行われているからだと思います。5歳から11歳の方へのワクチン接種も始まりましたが、ワクチン未接種の幼少児とその家族に対する予防指導が望まれます。保育園、小中学校の具体的な感染予防対策指導と感染してまったときの対象方法をお伺いいたします。

3つ目、若者、特に10代後半から30代への対応についてお伺いします。

若い世代に模範になる行動を求めたいと思います。自分の居場所でどう意識して行動するかが感染を抑制する鍵となります。感染者の行動歴は3大、つまり飲食、家庭内での広がり、それから職場です。職場といってもオフィス内での拡大はほとんどなく、通勤、通学での公共交通の利用等による、いわゆる人流にリスクがあると言われております。

最近感染者が増えているにも関わらず、コロナ感染の恐怖感が薄れてきているのではないかと思います。最近、20歳の死亡者が出ています。また、発症後非常に高い確率で後遺症に悩んでいる方がみえます。国立国際医療研究センター病院のデータによれば、発症後2か月後、4か月後でも非常に高い確率で後遺症に悩んでいる方がみえます。例えば、脱毛は発症後30日後から出現し、24%の方に見られ、120日ぐらいまで持続すると言われております。その他味覚障害など様々な後遺症が確認されております。また、イタリアのローマ大学の調査によれば、コロナ感染者の方でいわゆるEDが28%になると推測もされております。だから、絶対にかかってはいけません。コロナ感染の恐ろしさをいま一度確認してもらう意味で、当岐南町で感染者ゼロを目指して、町から強い情報発信してはどうか、お伺いします。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 小関久志福祉部長。

○福祉部長（小関久志君） 村山議員の1項目め、新型コロナウイルス感染症、今後の課題・町独自の対応についての1番目のご質問、感染症患者のうち自宅療養されている人とその家族を対象に日常生活の支援を実施してはどうかについてお答えを申し上げます。

これまで岐阜県は、新型コロナウイルス感染者になった場合、医療機関への入院、または宿泊療養施設に入所し、自宅療養者ゼロを堅持してまいりました。しかしながら、全国でオミクロン株による感染が広がり、県内におきましても、若年層を中心とした感染者急増に伴い宿泊療養施設の収容能力を超えたことから、1月22日から自宅療養者が発生する状況となっております。

町内における自宅療養者の人数につきましては、昨日時点におきまして42人となっております。自宅療養者に対する支援につきましては、現在県の自宅療養者支援チームにて対応いたしておりますが、今後さらに感染者が増えれば県のみでは対応が困難となることから、町におきましても自宅療養者支援チームを編成いたしております。チームの体制といたしましては、統括班、現地対策班、町独自支援班、食料・物資支援班の4班編成、合計26名で構成いたしております。

自宅療養者支援チームの役割といたしましては、県との連携により現地対策班におきましては、県チームで健康観察において連絡が取れなくなった自宅療養者宅を訪問し、安否の確認を行うことや、県が自宅療養者宅へ向けて発送する食料、日用品、医療機器、これはパルスオキシメーターでございますが、自宅療養者のしおり等の支援物資の配送が滞った場合に、配送業者に代わって速やかに物資を届ける対応を町の支援チームの食料・物資支援班にて実施する予定でございます。

議員ご提案のとおり、町の独自支援策につきましては、自宅療養品支援品の支給、食事の配給サービス、健康相談等が考えられますが、これらにつきまして、県にて配送されている支援物資にて自宅療養中の物資がほとんど賄われていることや、県にて自宅療養者専用の24時間相談窓口を設置し、自宅療養者への周知がされております。

町独自支援につきましては、食料物資の追加支援として、町が保有する防災備蓄品のミネラルウォーター、わかめご飯、ビスケット、クラッカーを、また家庭内感染予防グッズとして町が保有しているマスク、手袋、消毒用ジェルを自宅の療養者から希望があった際には県の支援物資に加えて配布する予定でございます。

こうした自宅療養者に対する対応を行う際の課題といたしましては、町職員が感染者との接触によりコロナに罹患してしまうこととありますので、安否確認の際や物資

の配送の際には細心の注意を払いながら適切に対応いたしてまいります。

次に、2番目のご質問、幼少児に対する対応について。

町における対策と保育施設や小中学校における新型コロナウイルス感染予防対策、指導、感染してしまったときの対処法についてお答えを申し上げます。

幼少児のコロナ感染予防のため、町では保育施設で働く保育士の3回目のワクチン接種、及びこれまで接種ができなかった5歳から11歳の小児に対するワクチン接種を迅速に進めることを最優先と考えております。

郡内の医療機関における個別接種のほか、町が実施する集団接種も実施し、接種を希望するお子さんにできるだけ早い時期にワクチン接種できる体制をつくり、感染者を増やさない対策を講じているところでございます。

小児のワクチンの対象者につきましては1,627人となっており、ワクチンの接種券を対象者全員に3月7日付で発送し、現在ワクチンの接種の予約を受け付けております。

医療機関が行う小児に対するワクチン接種につきましても、町内4つの医療機関で、どなたでも可能として実施していただいているほか、3つの医療機関につきましては、かかりつけ患者に向けて接種を行っていただいている状況でございます。

また、町が行う集団接種につきましては、3月21日の祝日を初日として接種を開始する予定であり、小さなお子さんでも安心して、また余裕をもって接種していただけますよう、1時間当たりの人数も限定し、接種時には1人の接種につきまして2人の看護師が従事する体制で実施をする予定でございます。

町が行う幼少児の予防啓発といたしましては、ホームページや防災無線、ライン等による啓発に加え、保育施設や小学校で活用されている保護者宛ての一斉メール機能を活用した一斉予防啓発を関係機関にお願いすることや、子供向けの予防啓発資料を活用する等により、子供でも分かりやすく理解がしやすい内容を検討してまいりたいと考えております。

町内の保育施設におきましては、コロナ陽性患者が発生し、クラス閉鎖となる事案が1月以降頻繁に発生している状況でございます。

幼児につきましては、議員ご指摘のとおり、コロナワクチン未接種の年代であり、一度クラス内で陽性者が発生いたしますと、感染者が一気に急増するという危険性があり、注意が必要でございます。こうしたことから、幼児に対するコロナ感染予防に係る予防指導はとても重要であると認識いたしております。

保育施設における感染予防対策につきましては、町内の各保育施設におきまして、基本的なコロナ対策である3密回避、手指衛生、体調管理の徹底を進めていただい

おりますが、マスク着用につきましては、職員及び着用できる園児に対しては徹底いたしております。具体的には、外出時後の手洗い、うがい、おもちゃ等の備品の消毒、クラスごとでの活動の徹底、登園時の検温などを行っております。

保育施設に対する新型コロナウイルス感染対策の指導や、感染後の対処法につきましては、昨年度町独自の対応マニュアルを作成し、町内の各保育施設へ配布の上、それに基づいて対応するよう指導いたしております。職員が新型コロナウイルスに感染した場合や、園児及び保護者が感染した場合の町への報告基準を示したほか、園児の保護者に向けた周知方法も指導し、対応を行っております。

小中学校の具体的な感染予防対策につきましては、文部科学省や岐阜県教育委員会の指導を受けて新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインに基づき対応いたしております。基本的な感染予防対策として、マスク着用、手指衛生、3密回避、体調管理の徹底や感染リスクの高い教育活動を行わないこと等を行っております。例えば、給食時間での黙食の徹底、30分に1回以上、数分間程度、教室の廊下側と窓側を対角に開け、効率的な換気の実施。体調管理につきましては、各学校にコロナガードと呼ばれる責任者を置き、健康チェックカードを用いた毎日の健康管理がなされているかを見届けております。

こうした基本的な感染予防対策に係る児童生徒の意識化を図るため、新型コロナウイルスがどのように広がっていくのか事実を知らせ、感染を防ぐにはどのようなことに留意するとよいのか、どのような方法がよいのかを考えたり、現在の生活を見詰める指導を行ってきており、家庭内での感染を防ぐことも含め、新型コロナウイルス感染予防ガイド等の情報発信を行い、その啓発に努めてまいりました。

児童生徒や教職員の感染が判明した場合には、学校には本人や保護者から感染が判明した旨の連絡があり、その後感染者本人の行動履歴等により濃厚接触者の有無を含め、保健所の判断、指示を受けて学級閉鎖等の措置を決定いたしております。学校の基本的な感染防止対策の徹底によりクラスター等の発生を防ぐことができていると考えております。

次に、3番目のご質問、若者に対する対応についてお答えを申し上げます。コロナ感染者の状況といたしましては、依然として新規感染者が連日発生し、中でも若者の感染者が増えており、若者に対する感染予防意識の向上に努める必要があることを認識いたしております。

議員ご指摘のとおり、若い世代でも発症後、後遺症に悩む方がみえ、こうした方を一人でも減らす予防対策が必要であり、若者が罹患することによりその家族までが感染してしまうリスクを減らすことがとても重要でございます。若者に対する予防意識

の向上にはライン等のSNSを活用した啓発がより効果的でありますことから、こうした媒体を用いた啓発を実施いたしております。

さらに、若い世代に対しコロナ感染の恐ろしさやリスクについていま一度再認識していただくため、国が作成している予防啓発のポスター等を若者が集いやすく、目につきやすい場所に掲示したり、若い世代の方へのワクチン接種が始まった際には、接種会場にて予防啓発チラシを配布することを検討し、予防啓発に努めてまいります。

なお、感染症予防対策としましては、予防啓発に加え、ワクチン接種を受けていただくことも重要な鍵となりますので、ワクチンの1回目、2回目の接種をまだ受けていない方々へ向けて、接種の再勧奨を行うことにつきましても、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 福祉部長、ご答弁ありがとうございます。21日にまん延防止法が解除になりますが、ここからがまた問題で、いま一度また我々一人一人の行動を見直して、感染予防に徹していきたいと思っております。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。環境に優しい町を目指して。

私、この岐南町議会議員選挙に立候補するに当たり3つのテーマを公約に挙げました。初めての一般質問では自治会問題を、前回は防災問題を、そして今回はその最後であります。環境問題について質問させていただきます。

地球温暖化は家庭や事業などから排出される二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の増加が原因と言われております。人類の生活基盤を脅かす深刻な問題であります。そこで、3つの項目について質問させていただきます。

1つ目、岐南町地球温暖化対策実行計画についてであります。

温室効果ガス削減についての取組として、脱炭素社会の実現に向けて令和2年10月、政府は2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするという、いわゆるゼロカーボンシティ宣言を表明いたしました。そして、地球温暖化対策の推進に関する法律が制定され、温室効果ガス削減のため全ての市町村が実行計画を策定し取り組むよう義務づけられております。

当町においても、2018年4月1日から岐南町地球温暖化対策実行計画が開始されておりますが、今日までの具体的な取組と、それによる効果、また今後の取組についてお伺いいたします。

2つ目、令和3年度岐南町一般廃棄物処理計画についてご質問いたします。

この計画は、廃棄物減量等推進協議会でごみ減量の取組を協議し、その結果を町長

に答申することにより、ごみ減量施策の実施を図ると明記されております。実績、効果、今後の協議会の予定、取組についてお伺いいたします。

3つ目、この一般廃棄物処理計画によれば、町内の小学校で4年生を対象に、ごみの減量とリサイクルを推進するための出張事業を行うと明記してありますが、実績、効果、今後の展望をお伺いいたします。

以上です。

○議長（松原浩二君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 村山議員の2項目め、環境に優しい町を目指しての1番目のご質問、岐南町地球温暖化対策実行計画についてお答えいたします。

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて2018年度から2030年度までを計画期間として定められた岐南町地球温暖化対策実行計画につきましては、事務事業編として地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減に関する計画を定めております。具体的には庁舎及び公共施設を対象に、それらの事務及び事業に関し省エネルギー、省資源などの取組を推進することで、2030年度までに温室効果ガスの排出量を2017年度比で20%削減することを目標としているものでございます。

この計画に基づき、1つ目、エネルギー効率の高い施設・設備の更新として、平成29年度に建設された総合調理センターにおいて太陽光発電装置を設置いたしました。また、計画策定以前にも庁舎や学校施設に太陽光発電装置を設置しており、再生可能エネルギーを積極的に導入しております。

2つ目、職員の日常の取組として、昼休憩の時間帯における照明を窓口等で来庁される住民の方に支障のない程度で小まめな消灯に職員は努めております。また、夏の取組として、ノーネクタイや上着なしの軽装で過ごすクールビズを積極的に推進し、職員個人が節度ある服装で調整することで、空調の運転時間や適正な温度設定とされる28度程度の維持に努めております。さらに、公用車については、燃費等を考慮し、エコな車両をリース導入するなど、CO₂の排出量の削減に努めております。

これらの取組から本町の事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減に一定の量、寄与しているものと考えておりますが、今後も引き続き全職員が積極的に取組を継続し、温室効果ガスの削減目標達成に向け努めてまいります。

また、同法に基づく実行計画には、区域施策編として再生可能エネルギー利用促進等の施策と、施策の実施目標を定めるよう求めるものもございますが、こちらは現状では努力目標となっておりますことから、策定は見送っております。

しかしながら、地球温暖化対策は喫緊の課題であることから、今後先行して計画の策定を行っている先進地域の計画や施策などを参考とするとともに、県や本町の加入

する岐阜連携都市圏との連携など、対応する施策の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2番目のご質問、令和3年度岐南町一般廃棄物処理計画について、及び3番目のご質問、出前授業につきましては、関連がございますので、併せてお答えいたします。

一般廃棄物処理実施計画につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により策定が義務づけられており、その中の減量化、資源化への取組の方法の一つとして、ご質問の廃棄物減量等推進協議会について記されております。

廃棄物減量等推進協議会は、ごみ減量施策を進めるため平成24年に設置し、これまでに平成27年度から開始しました雑紙回収、平成29年度に行いました指定ごみ袋の形状見直し(手提げ袋化)や、同年より3か年実施いたしましたごみ減量モニター制度、平成31年度から開始しました事業系可燃ごみの有料化などについて協議を行ってまいりました。これらの事業を実行に移した結果、ごみの減量化やごみ出しの際の利便性の向上、ごみの減量化に対する意識向上のほか、ごみ処理財源の確保などといった成果が得られております。

令和3年度中の開催はございませんでしたが、今後ごみ減量につながる事柄や、廃棄物行政に係る協議事項が発生した場合には随時開催していくほか、一般廃棄物処理基本計画に中長期的な計画として可燃ごみ指定袋料金適正化の検討、不燃ごみ、粗大ごみ有料化の検討といった施策が挙げられておりますことから、しかるべき時期が参りましたら協議を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、同じく一般廃棄物処理実行計画内の減量化、資源化への取組方法として、小学校4年生を対象とした環境教育事業について記されております。こちらは環境教育等による環境保全の取組の推進に関する法律に基づき、各小学校ご協力の下、町職員による出前授業「環境教育」を毎年実施するものであります。これは児童一人一人が排出されるごみに対する興味を持ち、ごみの減量に努めることによって生活環境の保全や地球温暖化防止につながることで、また経済的な視点からごみの減量の必要性などを学んでいただく機会となるよう実施しているものでございます。

各学校1回ずつであることから、あくまで学校で行われる環境教育を補完する程度でございますが、どの学校でも児童が積極的に授業に参加しており、その目的は十分に達せられているものと考えております。しかしながら、昨年度と今年度におきましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から実施を見送っておりますので、来年度以降につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら、各小学校と相談し実施を再開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 総合政策部長、ご答弁ありがとうございます。

それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。3つ目は、庁舎・公民館利便性と人材育成についてであります。

2015年に供用開始された庁舎、中央公民館は、当面建て替えの負担はないでしょう。庁舎は行政拠点、防災拠点としての機能を有しております。また、中央公民館は社会教育や文化、芸術の振興に寄与するとともに、避難所指定の施設でもあります。両建物とも町の中心であり、今後町民ニーズを把握し、施策や検討していく必要があります。また、そのためにも職員の働きやすい環境、人材育成も不可欠であります。以上の観点から4項目お伺いいたします。

1つ目、供用開始して約7年になる庁舎、公民館ですが、この間修理、修繕した箇所があるのか、また費用が幾らぐらいかかったのかをお伺いします。また、現金自動支払機の庁舎内設置を希望する町民の声もあります。併せて検討していただけるかどうかお伺いいたします。

2つ目、中央公民館が狭過ぎるという町民の声が多々あります。これは恐らく旧中央公民館との比較での意見であると思えますし、文化・芸術のイベント開催の収容人数の少なさが問題なのかもしれません。また、公民館にトイレの設置を望む声もあります。以上2点の見解をお伺いいたします。

3つ目、働き方改革、福利厚生充実が昨今国を挙げての施策として取り組むことが求められております。庁舎内に職員のみならず、町民の方も気軽に利用できるような食堂、休憩所の場所を確保し、増やし、業務に専念しやすい環境づくり、また町民とのコミュニケーションを図れるようにしたらどうかお伺いいたします。

4つ目、町民に対して平等、公平で速やかな行政サービスの提供が必要不可欠であります。そのためにも専門知識を有する土木技術職、あるいは保健師職等の採用が望まれます。町職員の採用に関して基準、取組、また現職員の人材育成についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（松原浩二君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 村山議員の3項目め、庁舎・公民館利便性と人材育成についての3番目のご質問、庁舎内に食堂、休憩室を確保してはどうかについてお答えいたします。

働き方改革とは、厚生労働省によると、働く人が個々の事情に応じた多様で柔軟な

働き方を自分で選択できるようにするための改革と定義されております。庁舎内に職員が利用できる広い食堂や休憩室が確保できれば心身ともにリフレッシュして仕事に専念でき、またその食堂や休憩所を町民の方にも気軽に利用できるようなになれば、町民と職員のコミュニケーションが増え、より町民との距離が近くなり、きめ細かな行政運営が期待できると考えております。

なお、現在庁舎の各階及び中央公民館のロビーに机と椅子を配置し、職員や町民の方に限らず、どなたでも利用できるスペースとして活用していただいております。しかし、新たに庁舎内に広い食堂や休憩所のような広いスペースを確保することは難しく、また新型コロナウイルスが蔓延している現状では、コミュニケーション取ることそのものが難しい状況であります。

庁舎には利用できるスペースに限りがあり、食堂や休憩所等の町民の方との交流スペースの確保は難しいと思っております。しかしながら、どのような方法が最善であるかを福利厚生観点において、職員の心身のリフレッシュに寄与するかを踏まえた上で、新型コロナウイルス収束後のいわゆる新しい常識の中、庁舎の適切な利用方法を検討してまいりたいと考えております。

続いて、4番目のご質問、町職員の採用と職員の人材育成についてお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、速やかな行政サービスの提供が今の行政には必要であると考えております。組織の浮沈、発展は人材の質にかかっていると言っても決して過言ではありません。社会経済の高度化に伴いその傾向はますます強くなってきていると感じております。また、少子化に伴う長期的な若年層の減少により、優秀な人材の確保が難しく、官民間問わず人材の獲得競争が起きているのは実情であります。町として優秀な人材を確保し、さらに研修等により職員の質を底上げすることは重要な課題だと考えております。

今年度はバブル崩壊後の雇用状態が不安定な時期に就職活動を行った、いわゆる就職氷河期世代を対象とした採用試験を実施し、優秀な人材を確保することができました。専門の知識を有する職員の採用についてでございますが、土木技術職については、今年度の就職氷河期世代の採用において1名、他県の県職員である土木技術職経験者を採用いたしました。保健師については、現在9名の保健師がおりますが、医療、健康から社会福祉、介護までその仕事の範囲は広く、今年度については3名の応募がありましたが、残念ながら合格基準をクリアできず、人材の確保には至りませんでした。

土木や福祉の分野においては、複雑化、高度化する課題に対応する高度な専門知識や技能を身につけた人材確保は急務ですが、民間企業や他の地方自治体等の人

材獲得について競合していることは変わりありません。今後も各大学に対して採用募集要項の情報提供などの採用プロモーション活動や、学生のインターシップの積極的な受入れ等、優秀な人材の確保に努めてまいります。また、複雑化する地域の課題の解決に向けて、自ら取り組み、積極的に政策を推進することのできる人材育成を進めてまいります。

職員の成長を促す機会として、庁内で行う外部講師を招いての研修、県内市町村で設置しております市町村研修センターでの研修、新しい行政モデル、自治体モデルの構築を目指している一般財団法人日本経営協会における研修、市町村アカデミー研修などの機会において、公務員として必要なスキルを磨かせております。しかしながら、新型コロナウイルスの蔓延により研修の機会が撃滅し、人材育成についても難しいのが現状であります。今後、各種団体によるインターネットを利用した研修のメニューも増えてきておりますので、研修に関する情報を集め、現職員のさらなる資質向上を図り、人材育成を進めてまいります。

住民にとって真に価値のある、そして満足度の高いサービスを提供するためには、職員同士の連携による職場の雰囲気づくりなどを通じ、公務員として使命感、倫理観を自覚し持ち続けることが大切であり、それがスキルアップにつながると思っております。

以上です。

○議長（松原浩二君） 傍島敬隆総務部長。

○総務部長（傍島敬隆君） 村山議員の3項目め、庁舎・公民館利便性と人材育成についての1番目のご質問、庁舎・中央公民館修繕箇所と現金自動預け払い機の設置についてお答えいたします。

平成27年8月に岐南町庁舎・中央公民館が供用開始されましたが、それ以降の主な修理、修繕の状況をお伝えいたします。

まず、庁舎についてでございますけど、平成30年度に2回、多目的トイレのチェンジングボードの破損による取替えを行いました。令和元年には、夜間通用口のドアノブの修繕を行いました。令和2年度には1階女子トイレの排水不良が1件ございましたので、修理をいたしました。今年度でございますが、今年度につきましては、部品の経年劣化による多目的トイレのシャワートイレの水漏れが2件発生いたしましたので、修繕を行っております。

一方、中央公民館につきましては、平成30年度と令和2年度に講堂の電動式移動観覧席の部品交換等で修繕を行っております。また、平成29年度と平成31年度に公民館女子トイレの排水不良が2件発生いたし、修繕を行いました。さらに、令和2年度に

は公民館自動扉シリンダー錠不具合による取替え修繕を行っております。そのほかにも機能改善のため、庁舎1階の総合案内カウンターの改修や、公民館事務室の亚克力板設置を行い、さらには議場の議長席や会計室、議会事務局の照度改善のための改修を行ってまいります。

以上が両施設の主な修繕であり、供用開始からまだ7年弱ということもあり、経年劣化による大規模な施設や機器の修繕は発生いたしておりません。

続きまして、現金自動預け払い機の庁舎内設置についてお答えいたします。

現金自動預け払い機、いわゆるATMは、岐南庁舎に隣接する岐阜農業協同組合岐南支店、庁舎から徒歩数分のところにございますコンビニエンスストア、それぞれに設置されております。どちらのATMも全国キャッシュサービスという仕組みにより一部の銀行等を除くほとんどの銀行等のキャッシュカードに対応しており、現金の引き出しが可能です。

議員ご提案の庁舎内へのATM設置につきましては、各種税金や水道料金、使用料等、庁舎内での支払い等に便利であり、利便性は向上すると考えますが、現状では庁舎1階に設置できるスペースがないこと、庁舎から徒歩圏内にATM設置の店舗があり、ニーズが充足していると考えておりますので、新たにATMを庁舎内に設置することは考えておりません。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 村山議員の3項目め、庁舎・公民館の利便性と人材育成についての2番目のご質問、中央公民館講堂が狭いというご意見についてお答えいたします。

現在の岐南町中央公民館は、岐南町の庁舎、保健相談センターとともに平成27年8月に防衛省の補助を受けて新設されました。平家建てであり、中央公民館として講堂、会議室、講義室、実習室があります。また、岐南町学習等供用施設として学習室、休養室、集会室や保育室を併設し、9つの部屋とエントランスホールで構成されております。

旧中央公民館は3階建てであり、1階が岐南町学習等供用施設として学習室、休養室、集会室や保育室があり、2階が公民館として講堂、ホール、そして3階には映写室があり、6つの部屋がございました。現在、部屋数は調理を行う実習室や会議室、講義室と3部屋増えたため、1部屋当たりの面積は狭くなっておりますが、延べ床面積で比較してもほぼ同規模であり、効率的な機能配置と空間利用を図り、来館者の利用しやすさを考慮したゆとりのあるスペースも確保しております。

講堂につきましては、旧中央公民館700平米に対し、新中央公民館は521平米と179平米狭くなっておりますが、旧講堂の固定されたステージ100平米は、新講堂ではステージの撤去も可能であり、電動式移動観覧席が装備されているなど、その行事や用途により効率的に使用できるほか、平家建てで中央公民館と講堂及び庁舎前のアプローチを一体として活用でき、多機能な講堂として現在ワクチン接種などもスムーズに行われております。

コロナ感染症拡大防止対策により、利用者が本来の利用者の半分に制限されていることもあり、狭くなったと感じられることもあるかと思いますが、現在の施設を有効に活用していただけるよう、利用者のニーズに合った施設のご案内に努めてまいりたいと考えております。

次に、講堂のトイレの設置についての見解と検討についてお答えいたします。

令和3年度12月議会においても答弁させていただいておりましたが、建設時には町民がくつろげる空間を広く確保するために、建物のレイアウトが中央公民館と講堂及び庁舎前のアプローチが一体となって1棟と捉えることで、より広いトイレを設置し、建設工事のコストダウンにもつながると考え、公民館内に講堂を含めた利用人数や距離を考慮しトイレの配置をいたしました。ご要望が多いということでございますので、講堂にふさわしいトイレを設置するため、利用者の要望に耳を傾ける一方、防衛補助施設であるため、その改修要件についても確認等を進め、今後も町民の利便性を考慮し、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） ご答弁ありがとうございます。それでは、最後の質問に入らせていただきます。

4つ目は、財政運営の現状と課題についてであります。

町民にとって必要なよりよい行政サービスを安定的に提供するために、財政基盤の強化が求められます。そこで、令和4年2月、経済環境課作成の「ぎなんの統計」に基づいて質問させていただきます。

1つ目、財政構造の弾力性を示す経常収支比率、いわゆる人件費、扶助費、公債費等の義務的経費が一般財源に占める割合ですが、平成23年度は83.0%でした。しかしながら年々上昇し、令和2年度の決算においては90.4%と弾力性を失いつつあると考えられます。この間、無駄な支出がなかったのか精査していく必要があります。原因究明の上、経常経費の抑制に努力し、必要な事業はきっちり行わなければなりません。町の取組についてお伺いいたします。

2つ目、財政力指数であります。財政力指数は基準財政需要額における基準財政収入額の割合を過去3年の平均で表すものであります。令和2年度においては0.953%であります。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い。つまり財源に余裕があると言えます。

しかし、平成23年度と令和2年度を比較すると、積立金現在高は約22億円減の約25億円、また地方債現在高は約15億円増の約51億円と増加しております。財政が赤字のために起債するものではありませんが、町の借金であることには変わりありません。基金と起債のバランスを回復させるために、行財政改革の推進、財政基盤の強化についてお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 村山議員の4項目め、財政運営の現状と課題についての1番目のご質問、経常収支比率についてお答えします。ゆっくりしゃべりますから、しっかり聞いてくださいね。

経常収支比率は目安が設定された昭和40年代において一般的に70から80%が適正水準とされてきました。しかし、近年では歳出総額に対する普通建設事業費の占める割合は年々減少していますが、その状況と対照的に社会保障関係経費の増加が著しく、中でも扶助費が増加していることから、経常収支比率については90%を超えると財政運営上注意を要すると言われております。

経常収支比率が悪化した要因といたしましては、毎年度経常的に収入される町税等の一般財源が5億円増えたにも関わらず、毎年度経常的に支出される経費が8億1,200万円に膨れ上がったことによります。その内訳といたしましては、物件費が4億4,135万円の増、次いで扶助費が3億307万円の増、人件費が1億7,156万円の増となっております。

さらに、個別に見ていきますと、物件費については主な要因といたしまして、施設の維持管理費や各種委託料の増加によるもので、中でも平成28年度よりごみ処理施設の稼働停止に伴う県外処理施設での処理を行うことによる運搬処理コストが膨れたことにより2億4,000万円の増が大きなものがございます。扶助費については、少子高齢化に伴う医療や介護、福祉など、社会保障関連経費が年々増加の一途をたどっております。人件費については、同一労働、同一賃金の理念の下、令和2年度から新たに会計年度任用職員制度の導入により、これまで臨時的物件費として分類していた臨時職員の賃金と社会保険料が人件費へ移行したことによります。

経常収支比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいるため、義務的経費以外に使

える財源に余裕がないことを示し、質の高い行政サービスを継続的かつ安定的に提供していくためには、経常収支比率の改善に取り組む必要があります。

なお、経常収支比率の計算方法は、経常的に収入される財源を経常的に支出される経費で割るため、経常収支比率を改善するためには分母を大きく分子を小さくする必要があります。ここでいう分母につきましては税金でございます。税金は地方自治体の基盤であり、財源の根幹をなすものであり、その確保は極めて重要であります。また、税負担の公平性の観点から、徴収対策は厳正に行っていく必要がございます。そのために課税客体の適正な把握、徴収体制の強化、納付方法の利便性の向上に努めてまいります。

分子である経常経費の削減といたしまして、事務費、委託費などの物件費を抑制するには、事務事業の在り方の見直しや競争原理の強化によるさらなるコスト縮減を図るなど、経費の合理化、節減に努めてまいります。

扶助費については、時代の流れや社会の様子が反映され、年々増加の一途をたどっております。しかしながら、一定の抑制策を考慮せざるを得ない段階にあるのも確かであります。

社会保障経費については、画一的な抑制は町民生活に多大な影響を与えかねない側面を有しております。本町では今日まで質、量ともに充実した福祉を目指してきましたが、この姿勢は今後も維持してまいりたいと考えております。しかしながら、町単独事業については、必要としている方への真に必要な支援、今後の自助、自立に有効な支援となるよう見直しを図ってまいります。

人件費については、業務の見直しを行い、現在の行政サービスの水準の維持に支障を来さないよう、限界点を見極め、定員適正化計画に基づき適正な定員管理に努めてまいります。

今後も少子高齢化社会を背景に、扶助費などの経常経費の増加が見込まれますが、行財政改革を通じ効率的な財政運営を図り、経常収支比率の改善に取り組んでまいります。

次に、2番目のご質問、財政力指数についてお答えいたします。

本町の財政力指数は、令和2年度が0.953、令和3年度が0.943と若干下がっておりますが、依然として県下で最も高い水準であります。財政力指数については、高くなればなるほど普通交付税の留保財源が大きいことになるため、財源に余力があるということが言えます。

本町の財政事情につきましては、基金と起債のバランスを大きく崩しており、平成23年度に基金保有額が45億円あったものが、令和2年度決算では23億円になり、22億円

減額いたしました。一方、起債にあっては、平成23年度に36億円の残高であったものが、令和2年度決算では51億円となり、15億円の増となっております。

その主な要因といたしましては、庁舎や総合調理センターの建設、小中学校の大規模改修や体育館エアコン設置工事など、喫緊の課題でありました普通建設事業費に多額の費用を要したことによります。また、経常経費において財源不足により基金繰入れとなった主な要因といたしましては、可燃ごみの積替運搬処理経費によるものであると認識しております。

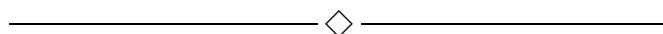
現在、基金と起債の差額は27億円であり、大きく起債が、借金であります。上回っている状況であるため、財政基盤の強化のためには基金の確保と起債の抑制に努め、そのバランスの均衡を図らねばならないと思っております。

基金の確保にあっては積極的な財源の確保に努め、また現在の行政サービスの水準を維持しつつ、歳入規模に見合った歳出への転換を図りたいと考えております。さらに、予算の執行段階での経費の節減等により、基金の繰入額の縮小に努め、決算状況を踏まえながら、可能な範囲での積立てを行っていきたいと思っております。

一方、起債の抑制にあっては、起債残高を増加させないため、年間の償還額以上に借入を行わないという考え方を基本とし、予算編成の段階で施策の重要度や緊急性、費用対効果等について十分な分析、検討を行い、投資的経費の縮減に努めてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、今後の長期財政需要として老朽化した施設の大規模改修事業やごみ処理施設建設負担金等、多額の需要額が見込まれる中、喫緊の政策課題に対し未来を見据えた堅実で持続可能な行政運営を進めていくために財政基盤の強化を図り、より効果的、効率的に行政サービスを提供してまいりたいと考えております。

以上です。



○議長（松原浩二君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。あすから3月22日までの5日間は、議事の都合により休会とし、3月23日午前10時から会議を開きます。

午後2時32分 散会

—————◇—————
本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

松原 浩二

岐南町議会議員

渡邊 憲司

岐南町議会議員

木下 美津子